

松本市監査委員告示第 2 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定に基づき実施した監査について、同条第 9 項の規定に基づき、その結果に関する報告を議会及び市長等に提出したので、次のとおり公表する。

令和 3 年 2 月 5 日

松本市監査委員	太	田	由	夫
同	竹	本	祐	子
同	中	島	昌	子

- 1 令和 2 年度定期監査結果報告
別添(写)のとおり

令和2年度

定期監査結果報告書

松本市監査委員

目 次

1	監査の期間	1
2	監査の範囲	1
3	監査の対象等	1
	(1) 出先機関等	1
	(2) 本庁・大手事務所等	2
4	監査の結果	3
	(1) 改善事項	3
	ア 各種帳簿類について	3
	イ 地域バス事業について	3
	ウ 行政財産の使用許可について	3
	エ 共催事業等に対する負担金について	3
	(2) 意見・要望事項	4
	ア 委員監査を実施した各課等について	4
	イ 施設等管理について	5
	ウ リスクコントロールについて	5

1 監査の期間

令和2年9月30日から令和3年2月4日まで

2 監査の範囲

主として令和2年4月1日から令和2年9月30日までに執行された財務に関する事務

3 監査の対象等

(1) 出先機関等

ア 監査の対象

入山辺地区、岡田地区及び安曇地区における地域づくりセンター（支所・出張所）及び地区公民館

イ 実施日及び実施対象

実施日	実施対象
2年11月9日	入山辺地区地域づくりセンター（入山辺出張所）・入山辺公民館
〃 12日	岡田地区地域づくりセンター（岡田出張所）・岡田公民館
〃 13日	安曇地区地域づくりセンター（安曇支所）・安曇公民館

ウ 監査の方法

監査委員が直接現地に出向き、事前に提出された定期監査資料等に基づき、それぞれの事務事業が経済的、効果的、合理的かつ計画的に執行されているかについて、センター長等から聴取調査を実施するとともに、下記帳簿類及び金庫内の管理状況についても現地において監査を実施しました。

なお、今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止等の観点から、例年より監査対象、出席人数等を縮減して実施しました。

(ア) 調定書

(イ) 支出負担行為決定書

(ウ) 契約書

(エ) 備品台帳（物品使用簿）

(オ) 郵便切手受払簿及び切手等現物

(カ) 職員が取り扱っている各種団体会計の出納簿及び預金通帳並びに職員の職務専念義務の免除通知

(キ) 前渡金出納関係帳簿及び預金通帳

(ク) 金庫保管物品リスト

(2) 本庁・大手事務所等

ア 監査の対象

財政部、危機管理部、健康福祉部、こども部、商工観光部及び教育部の各課等

※原則として各部局を隔年で実施しています。

イ 実施日及び実施対象

(ア) 帳簿類監査 (33 課等)

実施日	実施対象
2年10月12日～19日	財政部、危機管理部、健康福祉部の全課 (15 課)
〃 19日～26日	こども部、商工観光部の全課 (8 課)
〃 30日～11月6日	教育部の全課等 (10 課等)

(イ) 委員監査 (6 課)

実施日	実施対象
2年12月18日	商工課、財政課
〃 21日	福祉計画課、こども育成課
〃 22日	危機管理課、教育政策課

ウ 監査の方法

(ア) 帳簿類監査

下記帳簿類の提出を求め、それぞれの事務が法令等に基づいて適正に処理されているかについて監査を実施しました。

- a 調定書
- b 徴収 (収納) 委託契約書 (私人に徴収又は収納を委託している場合)
- c 委託徴収 (収納) 報告書 (同上)
- d 収納委託内訳書兼整理台帳 (同上)
- e 支出負担行為決定書 (一部抽出とし、契約書、見積経過書、施行伺書等を含む。)
- f 備品台帳 (物品使用簿)
- g 行政財産使用許可に係る文書一式
- h 行政財産・普通財産の貸付に係る文書一式
- i 金庫保管物品リスト

(イ) 委員監査

帳簿類監査を実施したうちの一部の課を対象として事前に提出された定期監査資料に基づき、それぞれの事務事業が経済的、効果的、合理的かつ計画的に執行されているかについて、帳簿類監査の結果も踏まえながら、課長等から聴取調査する方法で実施しました。

なお、今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止等の観点から、例年より監査対象、出席人数等を縮減して実施しました。

4 監査の結果

(1) 改善事項

現状における各種事務等について、法令等の規定又は制度の運用面等から適正に執行されていないと認め、改善を求める事項は、次のとおりです。

ア 各種帳簿類について

提出された各種帳簿類について監査した結果、改善が必要な事務処理が認められましたが、件数（今年度89件、前年度345件、前々年度943件）は、大幅に減少しており、各部局事務担当者による取組みはもとより、会計・文書担当者による的確な指導の成果であると評価します。

しかしながら、改善が必要な事務処理の内容は、いずれもダブルチェックや文書主任による審査で回避できる軽微なものです。引き続き、適切な事務処理の執行に努めてください。

イ 地域バス事業について

地元協議会が事業主体となっている地域バス事業に関して、地域支援として取り組んでいる窓口における回数券の販売について、売上げのうち実際に利用された枚数に応じた額が、同事業の決算に計上されている事例がありました。

これにより生じる差額は、未利用分として留保されますが、いわば現金が宙に浮いた状態となっており、会計処理の方法として疑問が残ります。

市から交付される補助金の算定にもかかわるので、関係部局は、地元協議会と十分に協議のうえ、改善について検討してください。

ウ 行政財産の使用許可について

行政財産の使用許可について、使用期間が4月1日から始まる許可書を10月に発送する事例がありました。

規則に基づいた、適正な使用許可事務に努めてください。

エ 共催事業等に対する負担金について

共催事業等に対する負担金について、事業等が中止となった場合の経費負担割合を共催者間で事前に取り決めておくことに関しては、令和元年度定期監査報告書で検討を求めています。今般の新型コロナウイルス感染症拡大により中止となった事業に対しても経費の多くを負担する事例がありました。

災害や悪天候による事業の中止は、今後も起こり得ることから、事前の取決めを徹底し、明確な根拠のもとに公平公正な事務処理に努めてください。

(2) 意見・要望事項

現状における各種事務等について、制度又は運用等に検討を求める意見・要望事項は、次のとおりです。

ア 委員監査を実施した各課等について

課 名	意 見 ・ 要 望 事 項
岡田地区地域づくりセンター・岡田公民館	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設の老朽化及びトイレの洋式化については、早急な対策が必要と思われるので、今後予定されている大規模改修も見据え、計画的な改修に努めていただきたい。 2 会計取扱団体の整理については、関係団体等と協議のうえ、今後も検討を継続していただきたい。 3 多種多様な講座の開催等により幅広い世代へ向けた公民館活動の取組みは大変すばらしいものであり、今後も継続に努めていただきたい。
入山辺地区地域づくりセンター・入山辺公民館	<ol style="list-style-type: none"> 1 今般の新型コロナウイルス感染症拡大をひとつの契機ととらえ、各種行事や公民館活動の必要性について、地区内で十分協議のうえで、今後の方向性を考えていただきたい。 また、今まで前例を踏襲してきた運営手法も見直す良い機会であると捉えていただきたい。 2 地域バスに係る収納事務に当たっては、現金受払簿への現在高の記載、出金時の領収書徴取などにより、現金の動きを明瞭に把握できる管理に努めていただきたい。
安曇地区地域づくりセンター・安曇公民館	<ol style="list-style-type: none"> 1 広大で、季節により自然環境が大きく変わる地域の特性は、大変なことと思うが、災害発生時には、地域内に併存する国・県など関係機関との連携を密にして、住民や観光客等の安心・安全確保に努めていただきたい。 2 手提げ金庫については、必ず施錠を行い、また、鍵の管理は、最低限の人数としていただきたい。
財 政 課	<ol style="list-style-type: none"> 1 新型コロナウイルス感染症拡大により大幅な収入減が見込まれる状況下においては、継続事業等の見直しを行うのは当然必要なことであるが、特に廃止・縮小方針の事業については、関係者や市民に対し、客観的かつ明確な理由に基づく丁寧な説明に努めていただきたい。 2 10月末時点のふるさと納税寄付額が県内19市で最下位となっている。新型コロナウイルス感染症拡大の影響による大幅な収入減が避けられない状況にある中、地方の活性化が制度の趣旨であることを踏まえ、寄付の増額に向けて検討していただきたい。
危 機 管 理 課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の公務対応に必要となるガソリン等の燃料の優先確保については、石油商業組合等関係団体と協議を検討していただきたい。 2 避難所の開設に当たっては、担当職員が確実に現地に到達できるとは限らないことから、平時のうちから様々な状況を想定し、地元町会との入念な調整に努めていただきたい。

福祉計画課	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活総合機能改善機器については、各地区における利用状況に基づく費用対効果の検証をしていただきたい。 2 避難行動要支援者名簿については、個人情報保護の観点から取扱いに十分な注意が必要であり、提供先に対する慎重な対応に努めていただきたい。 3 地区福祉ひろば事業振興業務委託料の算定に当たっては、高齢者が多い地域には手厚くするなど、各地域の実情に合わせた算定規準の見直しに努めていただきたい。
こども育成課	<ol style="list-style-type: none"> 1 各種事業の実施に当たっては、アンケートなどにより利用者のニーズを把握のうえ、事業の選択と集中に努めていただきたい。 2 青少年薬物乱用防止対策については、身近に危険が潜んでいることを認識し正しい判断ができるよう、小中学生の段階から啓発に努めていただきたい。 3 青少年の居場所の設置に当たっては、体育施設の設置場所数及び開放日数拡大について検討いただきたい。
商工課	<ol style="list-style-type: none"> 1 全国的な後継者不足により、事業承継やM&Aへの需要が高まっているので、市として、どのような対応ができるのか検討していただきたい。 2 新型コロナウイルス感染症に対する各種支援事業は、事業者への支援とともに、市内経済の活性化にも寄与する的確な施策であるが、不正受給事例が発生することのないよう、厳正な審査に努めていただきたい。
教育政策課	<ol style="list-style-type: none"> 1 新型コロナウイルス感染症については、教職員から児童生徒に感染した事例があるが、感染者発生の際には、ガイドライン等に基づいた適切な対応に努めていただきたい。 2 ICT教育及び英語授業の導入により、教育現場の負担が著しく増大することがないように、教職員への配慮に努めていただきたい。

イ 施設等管理について

灯油タンク地下配管の破損によって灯油が漏出したことにより、緊急に複数回の工事が必要となり、多額の費用を要した事例がありました。

地中での漏出は、発見が難しい面もありますが、施設利用者に不便をかけるだけでなく周辺の自然環境へ及ぼす悪影響も懸念されます。

特に設置から期間が経過しているものについては、定期的な点検を行うとともに、計画的な更新に努めてください。

ウ リスクコントロールについて

職員によるテレワークの実施に際し作成が定められた「担当業務の見える化シート」は、組織全体で業務の進捗状況を管理することができる効果的な仕組みです。

リスクコントロールの観点からも、大変有益と考えられますので、取組方針どおり、テレワークの実施にかかわらず、全職員が年度内に作成を完了するよう努めてください。